



資料編

1. 策定経過
2. 用語解説

資料編

1. 策定経過

日程		主な内容
2024(令和6)年	8月27日	第1回 長岡京市緑の基本計画策定委員会開催 計画策定の方針・みどりの現況等・ 市民意識調査(アンケート)内容の確認
	10月11日～ 10月31日	みどりに関する市民意識調査の実施
	11月26日	第2回 長岡京市緑の基本計画策定委員会開催 みどりの現況等・課題整理案の確認、 市民意識調査(アンケート)結果の報告
2025(令和7)年	3月21日	第3回 長岡京市緑の基本計画策定委員会開催 計画構成案の確認、目標・方針・施策の 方向性等の検討
	9月11日	第4回 長岡京市緑の基本計画策定委員会開催 計画の目次構成、課題、基本方針等の検討
	11月12日	第5回 長岡京市緑の基本計画策定委員会開催 パブリックコメント案の確認
2025(令和7)年 2026(令和8)年	12月17日～ 1月16日	パブリックコメントの実施
2026(令和8)年	2月10日	第6回 長岡京市緑の基本計画策定委員会開催 パブリックコメントの結果報告、計画案の確認



長岡京市緑の基本計画策定委員会の風景

■長岡京市緑の基本計画策定委員会名簿

役職	氏名	所属等
委員長	森本 幸裕	京都市都市緑化協会理事長 京都大学名誉教授 地球環境学堂
副委員長	宮前 保子	株式会社スペースビジョン研究所 取締役所長 京都市都市緑化協会理事
委員	平野 謙	長岡京市環境の都づくり会議
	山本 美津子	長岡京市みどりのサポーター
	吉岡 洋	西山森林整備推進協議会
	小山 保博	長岡京市農家組合長連絡協議会
	藤井 昇二	長岡京市森林組合
	田中 邦彰	長岡京市商工会
	鞆岡 義之	長岡京市観光協会
	志水 忠弘	公益財団法人長岡京市緑の協会
	所 千夏	市民公募
幹事	兒島 茂	理事
	能勢 泰人	総合政策部長
	裕 恵	環境経済部長
	中島 早苗	教育部長
	日高 正人	建設交通部長

敬称略・順不同

2. 用語解説

あ行

インクルーシブ	「包摂的な、すべてを包み込む」という意味。性別や人種、障がいの有無などによって排除されることなく、分け隔てなく、生活できること。
ウェルビーイング	Well(良い)と Being(状態)が組み合わさった言葉で、心身と社会的な健康を意味する概念。「幸福」とも訳される。
ウォーカーブル	「歩く」を意味する「walk」と「できる」の「able」を組み合わせた造語で、歩きたくなる人中心の空間へと転換していくまちづくりにおいて用いられる用語。
エコロジカル・ネットワーク	野生生物が生息・生育する様々な空間、森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等がつながる生態系のネットワークのこと。生態系ネットワークとも呼ばれる。
SNS(エスエヌエス)	Social Networking Service の略で、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。
園芸療法	医療や福祉分野をはじめ、多様な領域で支援を必要とする人たち(療法的かわりを要する人々)の幸福を、園芸を通して支援する活動。

か行

街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等公害の防止や緩和もしくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的として造成される緑地。
官民連携手法	多くの地方公共団体にとって、厳しい財政状況や人口減少、公共施設の老朽化などに適切に対応しながら、活気に溢れる地域経済を実現していくことは、喫緊の課題である。PPP(Public Private Partnership)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るものであり、指定管理者制度や包括的民間委託、PFI(Private Finance Initiative)など、様々な方式がある。官民連携(PPP/PFI)により、良質な公共サービスの提供やコスト削減、地域活性化など、様々な効果が期待できる。今後の地域経済の持続的な発展に向けて、このような官民連携手法の積極的な導入検討が求められている。地域の様々な状況・課題に対応するため、各地域の実情にあわせた様々な官民連携事業が全国で検討・実施されている。
キッチンガーデン	地域住民が共同で野菜やハーブなどを育てる庭や活動を指し、住民同士の交流を促進する場のこと。
共創	市民や市民団体、企業、行政等が、お互いを尊重し合い、共通の目的を実現するために、対等な立場で相互に補完、協力すること。
近畿圏近郊緑地保全区域	近畿圏近郊緑地保全法に基づき、近郊整備地帯内の良好な自然環境を形成している緑地で、住民の健全な生活環境の確保、公害・災害の防止等の目的で、国土交通大臣が指定する緑地。
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2ha を標準として配置する。

グリーンインフラ	社会資本や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。
景観重要樹木 <small>けいかんじゅうようじゅもく</small>	景観計画に定められた指定の方針に則り、良好な景観の形成に重要な樹木として指定するもの。
広域緑地計画 (緑の広域計画) <small>こういきりょくちけいかく みどり こういきけいかく</small>	都市緑地法に基づき、都道府県が一つの市町村の区域を超える広域的な見地から、系統的な緑地の配置方針等を示すものとして緑の基本方針に基づいて策定されるもの。
公募設置管理制度 <small>こうぼせつちかんりせいど</small>	→「Park-PFI(パーク ピーエフアイ)」参照
コミュニティガーデン	地域の住民などが協力しながら緑化を図り、つくり出された地域の「庭」のこと。
さ行	
サウンディング調査 (対話型市場調査) <small>ちやうさ たいわがたしじやうちやうさ</small>	市有地などの活用方法について、公募により民間事業者から広く意見や提案を求め、事業への有用な意見やアイデアを収集することを目的とした、民間事業者と市との直接の意見交換による調査。
市街化区域 <small>しがいかくいき</small>	都市計画法に基づき定められる、市街化を促進する区域。すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的、計画的に市街化を図る区域。
市街化調整区域 <small>しがいかちやうせいいき</small>	都市計画法に基づき定められる、市街化を抑制する区域。
自然共生サイト <small>しぜんきやうせい</small>	環境省が認定する「民間の取り組みによって生物多様性の保全が図られている区域」の制度。地域生物多様性増進法に基づき認定された実施計画の実施区域も「自然共生サイト」となる。
市民緑地認定制度 <small>しみんりょくちにんていせいど</small>	民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。
シルバー農園 <small>のうえん</small>	野菜づくりを通じて、高齢者の方の生きがいづくりと健康の増進を図るための農園。
生産緑地地区 (生産緑地制度) <small>せいさんりょくちちく せいさんりょくちせいど</small>	良好な生活環境の確保に効果があり、かつ公共施設等を予定する敷地として適した都市農地を保全するため、都市計画で決定された地域地区のこと。
生物多様性 <small>せいぶつたやうせい</small>	自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。
生物多様性増進法 <small>せいぶつたやうせいぞうしんほう</small>	地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律のこと。事業者等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進する認定制度を創設する等の措置を講じることで、豊かな生物多様性を確保し、ネイチャーポジティブの実現を推進しようとするもの。
生物多様性増進活動 実施計画 <small>せいぶつたやうせいぞうしんかつどう じっしけいかく</small>	生物多様性増進法に基づき、企業等が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する活動に関する計画。
ゼロカーボンシティ (脱炭素社会) <small>だつたんそしやかい</small>	2050(令和32)年までに温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体のこと。

そうごうこうえん 総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
た行	
だつたんそしゃかい 脱炭素社会	→「ゼロカーボンシティ」参照
ちいきしんりんけいかく 地域森林計画	都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別に5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定に当たっての指針となるもの。
ちくこうえん 地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
とくべつりよくちほぜんちく 特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、都市計画区域内の緑地のうち、風致や景観が優れているなど、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地について、それを保全するため、都道府県または市町村が都市計画に定める地区のこと。
としけいかくくいき 都市計画区域	健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地の範囲。
としけいかくこうえん 都市計画公園	都市計画法に基づき、都市計画でその区域が定められている公園。
としけいかく 都市計画マスタープラン	都市計画法に基づいて、市町村が策定主体となって、都市計画区域における都市づくりの将来ビジョンを示す計画。
としけいかくくいき 都市計画区域マスタープラン	都市計画法に基づいて、都道府県が都市計画区域ごとに「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として定める、まちづくりの基本的な方針。
としこうえん 都市公園	都市公園法に基づいて、国や地方公共団体が都市計画区域において設置する公園と緑地。
としこうえんほう 都市公園法	都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として制定された。この法律には都市公園の定義や管理に係る事項等について定められている。
としりよくちほう 都市緑地法	都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された。この法律には、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等が定められている。
な行	
ながおかきょうしこうえんりよくち 長岡京市公園・緑地 せいびききんじょうれい 整備基金条例	長岡京市が行う公園・緑地の整備に必要な資金を積み立てるために設置され、公園・緑地の整備に必要な財源に充てることができる。
にしやましんりんせいびしんきょう 西山森林整備推進協議会	森林所有者、地域住民、企業、NPO法人、ボランティア団体、学校、行政等が連携して、西山の豊かな森林環境の保全や育成を推進するために、2005(平成17)年に設立された組織。
ネイチャーポジティブ	ネイチャーポジティブとは日本語で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指すもの。今の地球は過去1,000万年間の平均と比べて10倍～100倍もの速度で生物が絶滅していくなど、いわゆるマイナスの状態

	にあり、この状況から、これまでの自然環境保全の取り組みだけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていこうというのがネイチャーポジティブの趣旨。2022(令和4年)年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)や、G7 2030年自然協約などにおいてもその考え方が掲げられるなど、国際的な認知度も高まっているキーワード。
のうぎょうしんこうちいきのうようち 農業振興地域農用地 くいき 区域	農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地。
は行	
Park-PFI(パーク ピーエフアイ)(公募 せっちかんりせいで 設置管理制度)	飲食店、売店等の公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用して周辺の園路、広場等の公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を公募で選定する制度で、都市公園に民間の優良な投資を誘導する新たな整備・管理手法のこと。
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等を表示した地図。「洪水」、「土砂災害」、「地震」等の種類がある。
ヒートアイランド現象 げんしやう ビオトープ	市街地の気温が周辺の郊外部と比べて高くなる現象。 「地域の野生の生きものが暮らす場所」を意味する。人工的に造った池など、特別なものを指すのではなく、身近にある森林や草地、河川や河原、池や湖沼、海や干潟など、その地域にもともと生息している、野生の生きものたちが暮らしたり、利用したりする場所のことを言う。
ふうちちく 風致地区	都市の中の樹林地、水辺地等で構成された良好な自然的景観を維持するため、都市計画法に基づき指定された区域。風致地区内では、一定の行為を行う場合はあらかじめ許可が必要となる。
プレイリーダー	子どもが自ら遊び育つ環境づくりの知識と技能を備え、多様な人が参画できる子どもを中心とした遊び場をつくる人のこと。
ぶんかざいかんきやうほぜん 文化財環境保全 ちく 地区	「京都府文化財保護条例」に基づき、文化財の指定・登録、文化財をその環境と併せて保存するために指定する区域のこと。
ほあんりん 保安林	保安林とは、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。
ほぞんじゆもく 保存樹木	緑の保全及び緑化の推進を図ることを目的に「長岡京市生活環境の向上等に関する基本条例」の規定に基づく、「長岡京市緑化推進要綱」及び「長岡京市緑化推進事務取扱要領」により、長岡京市が指定した樹木のこと。指定基準は、樹木が健全で樹容が景観上特にすぐれており、高さが概ね10メートル以上で、1.5メートルの高さにおける幹の周囲が概ね1.5メートル以上であること等。本市では、これら保存樹木の保全・育成を図るため、(公財)長岡京市緑の協会と協力し、樹木の所有者に対し、助成(1本に付3,000円)を行っている。
ぼうさいあずまや 防災四阿	平常時は四阿として使用し、災害時には柱の中からカーテン状のシートを引き出し、テントシートを囲うことで一時避難場所や災害対策本部として使用可能。

や行

ゆうりょうりょくちかくほけいかく
優良緑地確保計画
にんていせいど
認定制度
(TSUNAG)

都市緑地法に基づき、民間事業者等による良質な緑地確保の取組を、国土交通大臣が「気候変動対策」「生物多様性の確保」「Well-Being の向上」等の「質」と緑地の「量」の観点から評価・認定する制度。

ら行

りょうかじゆうてんちく
緑化重点地区

緑化の推進を重点的に図るべき地区として、緑の基本計画において任意に定める事項の一つ。

りょうかちいきせいど
緑化地域制度

都市緑地法第に基づき、みどりが不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。

りょうちほぜんりょくかすいしん
緑地保全・緑化推進
ほうじん(みどり法人)
せいど
制度

都市緑地法に基づき、地方公共団体以外のNPO法人やまちづくり会社などの団体がみどり法人として緑地の保全や緑化の推進を行う制度。

りょくひりつ
緑被率

特定の区域に占める植物の緑で被覆された土地、もしくは自然的環境の状態にある土地の割合を指す。本計画では、田、畑なども緑被地としている。

わ行

ワークショップ

参加者同士で自由に意見を出し合い、お互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場のこと。